

コンサルティング料の返還

採用決定者が、労働契約等を締結した日から3か月以内に、自己都合退社し又は甲の就業規則に基づき解雇された場合、アズール&カンパニーは、コンサルティング依頼者に対し、本件採用決定者にかかるコンサルティング料の金額の50%に相当する金額を、甲の指定する銀行口座に振込む方法により返還するものとする。但し、本件採用決定者に対する労働条件その他甲の処遇等が、甲が採用決定時に本件採用決定者に対して提示した労働条件その他処遇等と著しく異なることに起因する退社、又は甲の会社都合による解雇の場合はこの限りではない。